

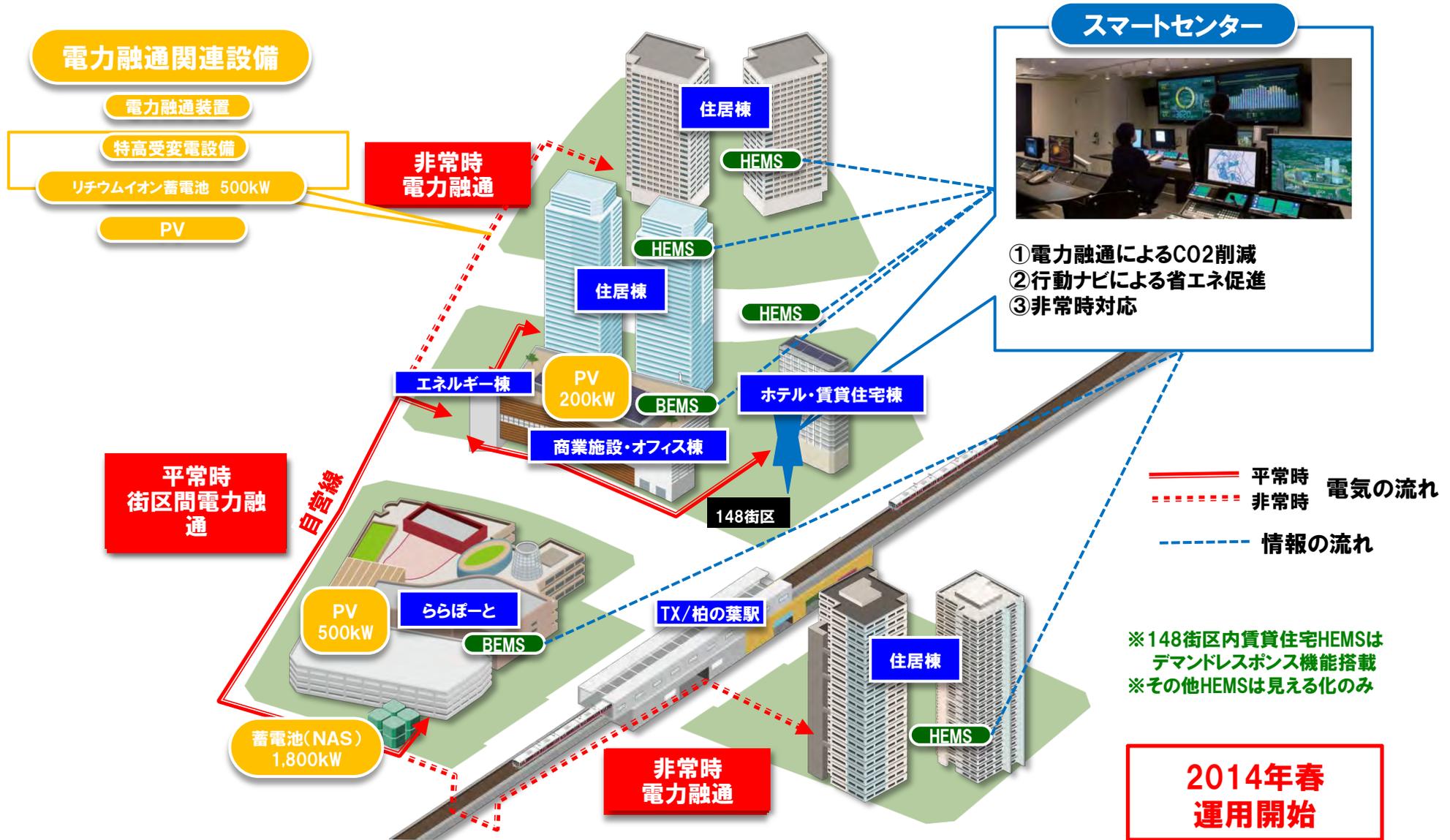
### 1) 電気事業法上の特定供給の要件との整合

- 電気事業法上の特定供給の要件は、①密接関連性、②一般需要家の利害を阻害しないこと、の2点であり、自己電源保有比率を撤廃しても特定供給の法律上の要件に反しない。

### 2) 一般電気事業者が設定している高圧と低圧の“値差”で儲けるだけのクリームスキミング的な事業ではないか。

- 高圧と低圧の“値差”は、域内の配電線敷設や配電管理等のコスト分と考えられる。この部分をビジネス上の工夫により、低コストで行うことが出来る事業者は、高圧で一般電気事業者から購入した電力を域内の需要家に対して安価で供給することが可能となる。
- マンションで一括受電による電力供給を行っている事業者が増えつつあることは、このビジネスモデルの有用性を示している(マンションで垂直に行われている事業を、特定区域内で平面に展開するということ)。

## 全体像



## ■ スマートセンターによる地域エネルギーマネジメント

- ・2014年春竣工予定の駅前148街区複合開発(商業施設・オフィス・ホテル・賃貸住宅からなる多用途建物群)にAEMS(Area Energy Management System)を実装する「柏の葉スマートセンター」を設置し、駅前周辺4街区のエネルギー情報一元化と最適制御を行う

⇒ 2016年の小売全面自由化を待てない

- ・スマートセンターは以下の3つの役割を担い、快適・安心な街づくりを支える

①電力融通によるCO2削減(エリア内CO2約10~15%削減)

街で実装する分散電源(太陽光発電・大型蓄電池等)の電力を施設間でやりとりし、エリア全体の電力ピークカット、ピークシフトを実現

②行動ナビゲーションによる省エネ促進(エリア内CO2約10~15%削減)

エネルギー情報の適時把握やユーザーの行動分析を通じ、「ムリのない省エネ活動」をサポート

①+② 計 CO2約20~30%削減

③非常時対応

系統エネルギー遮断時も、街の自己保有エネルギーを一元管理し、街の生活・機能維持に必要な施設・設備への最適分配を行う